

広島県訓令第十六号

本 庁  
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年六月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の11中

「広島県旅券センター所長」を削り、同表の12中

「広島県旅券センター主任」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。